ただし、更生担保権として確定した額の弁済期は、第３章第１節第１の２及び第２の２で定められた弁済期と未確定更生担保権の確定後４か月以内のいずれか遅い日とする。一般更生債権として確定した額の弁済方法については、第２の２の定めを適用する。

第２　未確定一般更生債権

１　確定前の取扱い

未確定一般更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定一般更生債権を有する債権者が、他に未確定更生債権等を有する場合は、当該債権者が有する全ての未確定更生債権等が確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定一般更生債権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権等のすべてが確定したとき）は、第３章第３節第２及び第３、第４節第２及び第３、第５節並びに第６節の定めを適用する。

ただし、弁済期については、第３章第３節第２及び第３、第４節第２及び第３並びに第５節で定められた弁済期と未確定一般更生債権の確定後４か月以内のいずれか遅い日とする。

第５章　担保権等の措置

第１節　存続する担保権

第１　不動産に係る担保権

１　別表10―１「存続する担保権一覧表（不動産）」に記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の範囲内で、従前の地位により存続する。

２　第３章第１節第１の２の定めに基づく弁済が完了したときに、別表10―１「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の各担保権は消滅する。

３　前記２の定めにより消滅する担保権の更生担保権者は、前記２の弁済を受けるのと引換えに、管財人又は更生会社に対し、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を交付しなければならない。

４　本項に係る登記手続に要する登録免許税その他の費用は、更生会社が負担する。ただし、更生担保権者の商号又は住所変更等に伴う変更登記のために要する登録免許税等の費用は、当該更生担保権者の負担とする。

第２　リースに係る担保権

１　別表10―２「存続する担保権一覧表（リース）」記載の担保権は、更生計画認可決定以降も同表の「新しい債権額」欄記載の額を被担保債権とする限度で存続する。

２　更生会社は、リース期間満了日までの間、引き続き、当該リース物件を使用することができる。

３　第３章第１節第２の２の定めに基づく弁済が完了したときに、別表10―２「存続する担保権一覧表（リース）」記載の各担保権は消滅する。

４　管財人（更生手続終了後は更生会社。以下本章においては同様。）は、第３章第１節第２の２、第３節第３、第５節及び第６節の定めに基づき（第４章第２節第１の２の定めに基づき適用される場合を含む。）当該リースに係る各更生担保権及び各更生債権の弁済を完了したときは、当該更生担保権者に対して当該リース物件の所有権放棄を求めることができる。管財人が当該更生担保権者に対して当該リース物件の所有権放棄を求めようとするときは、管財人はその旨を書面で当該更生担保権者に請求することとし、書面の発信から１か月以内に当該更生担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該更生担保権者は所有権放棄に同意したものとみなす。

５　当該リース物件について当該更生担保権者の所有権放棄がなされないときは、当該更生担保権者は、管財人の請求に従い、当該更生担保権者の責任と費用負担においてリース期間満了後（ただし、リース期間満了前に管財人から引上げの要請があった場合には、要請日から１週間以内とする。）当該リース物件を引き上げなければならない。

６　前５項の定めに関わらず、当該更生担保権者と管財人の同意及び裁判所の許可を経て、当該リース物件が売却され、預金質権への担保変換がなされる場合は、第３の定めを適用する。

第３　他の担保権から変換された預金質権に係る担保権

１　第３章第１節第２の２の定めに基づいて確定更生担保権額を弁済するまでの間に、裁判所の許可を得て別表10―２「存続する担保権一覧表（リース）」記載の担保権に係るリース物件を売却し、売却代金（ただし、当該リースに係る更生担保権の範囲に限る。）を、管財人名義で金融機関に預託し、管財人が当該更生担保権者のために、当該預金の元金債権に質権を設定したときは、当該リースに係る更生担保権は、当該預金上に存続する。この場合、当該リース物件に係る更生担保権は、当該質権の設定日又は管財人と当該更生担保権者の合意した日のいずれか早い日に消滅する。

２　担保変換のための預金は、定期預金とし、その利息金については、約定支払日に管財人が支払を受ける。

３　第３章第１節第２の２の定めに基づく弁済が完了したときに、前記１の預金に設定された質権は消滅する。なお、管財人は、当該更生担保権の弁済にあてるために、当該預金を払い戻すことができる。管財人から当該更生担保権の弁済のために当該預金の払戻しの要請があった場合には、当該更生担保権者は当該預金の払い戻しに協力しなければならない。

４　前記３の定めにより当該預金を払い戻したときは、当該払戻し部分について、前記１の質権は消滅する。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する更生債権等を被担保債権とする担保権で、前節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権は、更生計画認可決定日に全て消滅する。

存続しない担保権にかかる担保権者は、更生計画認可決定後直ちに、当該担保権の抹消に必要な手続及びこれに必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

第６章　株主の権利の変更

第１節　更生会社による株式の取得

更生会社は、次の各号に定めるとおり、その発行する株式の全部を無償で取得する。

第１　更生会社が取得する株式の数

54,881株（発行済株式総数60,959株のうち自己株式6,078株を除いた全ての株式）

第２　更生会社が前記１の株式を取得する日

第７章第１節の定めに従って発行される募集株式に係る金銭の払込みがされる日に、当該出資の履行に先立って取得をする。

第２節　株式の消却

更生会社は、第７章第１節の定めに従って発行される募集株式に係る金銭の払込みがされる日において、第１節の定めに従って取得した株式を含めた自己株式の全部（60,959株）について、当該金銭の払込みと同時に消却する。

第３節　資本金の額の減少

更生会社は、次の各号の定めのとおり、その資本金の額の額を減少する。

第１　減少する資本金の額

3000万円（資本金の全額）

第２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

第２節の定めに従って更生会社が取得した自己株式の全部の消却を行った日

第７章　募集株式を引き受ける者の募集

第１節　払込による募集株式の発行

更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。

１　募集株式の種類　普通株式

２　募集株式の数　200株

３　募集株式の払込金額　１株25万円